

第78回社会保障審議会介護給付費分科会が7月28日（水）13時30分から16時30分までグランドアーク半蔵門（華の間（3階））で開催された。



今回の議事は、「1. 地域区分について」、「2. これまでの議論の整理について」及び「3. 社会保障・税一体改革について」であった。さらに、その他事項として「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」について、上智大学 栢本教授より報告が行われた。

議事1「介護報酬の地域区分の見直しについて～基本方針について～」

はじめに、介護報酬の地域区分の見直しの基本方針について、資料をもとに事務局より説明が行われた。資料1参照。

各地域ごとの人件費の差を調整するため、制度創設時より国家公務員の地域手当の地域区分を基本とした地域区分を設定しているところである。

国家公務員については、平成18年に地域区分が見直され、平成22年4月から本格的に導入されているが、平成21年度の介護報酬改定においては、地域区分方法については変更を行わず、今後、地域区分の在り方について検討することとされ、宿題とされたところ。

今回の検討にあたり、「国家公務員の地域手当の見直しの考え方の基本として、平成24年度の介護報酬改定においては、全体の水準を引き下げた上で国家公務員の地域手当を基本とした上乘せ割合を検討すべきでないかとの提案がなされ、引き下げ4.8%は議論があるところである。地域区分は、地域間における人件費の差を調整するものであるため、財政中立が原則である」と説明がされた。

第73回の分科会に提出した資料にそって、見直しにかかる論点の整理として次の4点が示された。1. 地域割りについて、2. 適用地域について、3. 上乘せ割合について

て、4. 人件費割合についての観点が示された。

各論点について概要は以下のとおり。

1. 地域割りについて

第73回の分科会の議論（12ページ参照）でもあるが、現在の5区分（特別区、特甲地、甲地、乙地、その他）から、7区分（国家公務員の地域手当の地域割り）のに準拠してはどうか、理由としては、7区分の方がなだらかに地域差が反映され、より実態に近い割合となっていること、診療報酬や措置費についてはすでに地域区分が7区分とされていること（6ページ 「各制度における地域区分の比較について」参照）の説明が行われ、今回は同時改定でもあることから、介護報酬も7区分にしてはとの提案がなされた。

2. 適用地域について

「介護保険制度の地域区分を機械的に人事院規則で定める地域手当の地域区分に当てはめた場合」をもとに、網掛け部分以外は何らかの変更が生じることになる旨が説明された。

3. 上乗せ割合について

検討にあたり一律4.8%という数字に議論はあるが、国家公務員の地域手当の見直しの考え方を基本として、介護報酬全体の水準を引き下げた上で、上乗せ割合を検討すべきでないかの提案がなされた。

4. 人件費割合について

介護事業経営実態調査の調査結果（秋頃）を踏まえ、検討されたいとの提案がされた。

委員より、国家公務員と同様に一律4.8%下げるのは問題である、人件費割合の問題が不透明、何らかの影響がでるその他地域に対して緩和措置をとるべき、などの意見が述べられた。

事務局より、一律4.8%下げるのではなく、国家公務員と同じ手法をとることを、基本方針としたいこと（数字は今後の議論）、人件費割合についても経営実態調査の結果を見てから判断いただきたいこと、利用者・事業者負担の観点からも急激に変更するのは問題と考えていること等の説明があり、基本方針については合意され、本日の懸念事項を勘案しつつ今後議論されることとなった。

議事 2 「介護給付費分科会における議論について（主な論点）」

これまでの議論の整理について、資料 2 をもとに事務局より、基本的にこれまでそれぞれの項目について議論いただいた際の論点を提示しているとの説明がされた。

大森分科会長より、本日の趣旨としては、論点として、“まだ欠けているのではないか”など、気がついた点は本日発言いただきたい。事務局のほうで論点を整理し、出してくださいと、ほとんどの方から意見がでる、それをもう一度、全体として何が本当の論点で何を詰めなくてはいけないのか整理を行うことが第一歩である。

各委員より、意見が述べられた後、大森分科会長より、もともとの大きな方向性が、地域包括支援システムへ向けて新しいサービスをどう盛り込んでいくかという点、また、これまで課題となっていた従来の宿題に対しても、いずれ分科会の報告書を取りまとめる際に大きな枠組みの中に盛り込んでいきたいとの発言があり、併せて、まずは報酬を決めるために具体的な議論から始める。各委員の方からそれぞれの立場でご意見をいただくが、必ずしもそれぞれの意見が最後まで生きて反映されるものではなく、意見をお伺いした上でまとめることになることをご理解いただきたいとの発言があった。

議事 3 「社会保障・税一体改革について」

事務局より、「社会保障・税一体改革成案」について説明が行われた。平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革会検討本部にて決定され、7 月 1 日に閣議報告された資料であることや、医療・介護に触れられている点について説明がなされた。

P 2 社会保障改革の全体像については、P 2～P 3 にかけて「支援を必要とする人の立場にたった（略）医療・介護が実現した社会を目指す。」とされ、改革の方向性として、P 3 の①～⑤が示されている。改革の優先順位、個別分野における具体的な改革項目については、P 4 に（1）②、（2）⑤に示されている。

個別分野における改革項目としては、資料 P 5 II 医療・介護等にて触れられている。社会保障費用の推計としては、改革全体として、2.7 兆円、医療・介護等については、1.6 兆円弱程度であることが示された（P 8）（具体的内訳については、別紙 2 の P 2～を参照）

その後、資料 3-2 「社会保障・税一体改革成案における改革項目参考資料（抄）」をもとに「医療・介護等の将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性のイメージ」、「医療・介護提供体制の将来像の例」、「医療・介護分野における主な充実、重点化・効率化要素」などについて報告がされた。

その後、上智大学総合人間科学部学部長 柄本教授より、「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」の調査結果の報告が行われ、閉会となった。次回日程は、調整中であり、決定次第連絡することとされた